

平成27年3月議会
第4委員会報告資料

公園における
指定管理者の選定について

平成27年3月6日
住 宅 都 市 局

公園における指定管理者選定について

1 公園管理の経緯と今後の方向性

住宅都市局所管公園（局管理公園，区管理公園）の管理については，昭和60年度（公財）福岡市緑のまちづくり協会（以下協会）設立時からすべての公園管理を当協会に委託してきた。

平成15年度の地方自治法改正により指定管理者制度が創設されたことを受け，住宅都市局が管理する公園については，平成17年度に，「平成18年度から順次公募による指定管理者制度を導入することとし，舞鶴公園，東平尾公園についても平成28年度からは公募へ移行する」とし，あわせて「方針の見直しについては，今後，あらゆる面から検討を行い，見直しを進めるものとする」との方針を決定，これまで16公園のうち14公園について，民間の指定管理者へ移行した。

一方で，区管理公園については，特命随意契約により協会に業務委託してきたが，多様な市民ニーズへの対応，市民との共働を推進する観点から，平成27年度から区役所の体制強化を図り，区の直接管理へ見直すこととした。

局管理公園のうち，これまで非公募としてきた舞鶴公園，東平尾公園については現在の指定期間が平成27年度末までとなっているため，今後，指定管理者の公募手続きを行う必要があるが，方針決定時とは公園を取り巻く状況が変化していることから，上記方針に基づき，次期公募におけるこの2公園の取扱を見直すものである。

2 現在の指定管理者の指定状況

- (1) 指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間
 （かなたけの里公園については，平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間）
 (2) 対象公園と指定管理者一覧：別添資料1のとおり

3 次期指定管理者の選定方針(案)

次期指定管理者選定において，舞鶴公園および東平尾公園については，協会の非公募で選定する。
 （その他の13公園については，これまでどおり公募により指定管理者を選定する）。

4 舞鶴公園と東平尾公園を非公募とする理由

舞鶴公園と東平尾公園とについては，約1,600ある本市公園のなかでも，以下のような特殊性を有する公園である。

(1) 舞鶴公園

項目	特殊性の内容	求められる管理運営能力
公園の位置付け	隣接する大濠公園とともに，本市中心部の貴重なオープンスペースであり，2つの国史跡（福岡城跡・鴻臚館跡）を有する全国的にも貴重な公園である。	市を代表する公園であり，観光目的に市内外から利用者が訪れるなど，他の公園と異なり <u>管理の質，安定性が求められる。</u> また，管理運営においては，文化財，集客，スポーツ等の <u>関連部局との緊密な連携が必須</u> である。
施設の特殊性	城壁や櫓などの文化財や平和台陸上競技場といった由緒あるスポーツ施設を有する総合公園である。	
市の施策や課題（公園を取り巻く状況の変化）	大濠公園との一体的活用を図るために，県とともに策定した「セントラルパーク構想（平成26年6月）」において，管理面においても県・市が連携して管理運営体制の充実強化を図ることとしている。 福岡城さくらまつり，西日本大濠花火大会といった，市を代表する集客イベントが開催。	今後，県とのより一層の連携が必要であり，まずは市民や企業の参加を通して公園の管理運営を充実させていく <u>ソフト面での取組みが求められている。</u> また，募金や寄付といった <u>市民等の善意を反映する仕組みや体制が必要</u> である。 関係部局，団体との協議において， <u>公園管理者(市)と同等に高度な判断，責任が求められる。</u>

(2) 東平尾公園

項目	特殊性の内容	求められる管理運営能力
公園の位置付け	本市公園における最大規模（88.1ha），かつ複数のスポーツ施設を有する総合公園である	広大かつ分散した施設を <u>総合的かつ効率的に管理する能力が必要</u> である。
施設の特殊性	陸上競技場，球技場，テニス競技場，弓道場といった特殊施設（建築物・設備）が多い。 市民レベルのスポーツ大会から全国大会，プロの利用に至るまで，幅広い利用に対応できる本格的な施設である。	特殊施設の <u>維持管理に関するノウハウが必要</u> である。 各種競技団体等との利用調整においては多様な要求が交錯する複雑なものであるため， <u>行政と同等の立場で公平，公正に関係団体と調整を行うことが求められる。</u>
市の施策や課題（公園を取り巻く状況の変化）	2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック開催に伴う各国のキャンプ地の誘致において都市間の誘致競争が激化する中で，本市施策を推進するうえで非常に重要な役割を担う公園である。 施設の老朽化の進行（今後，市による大規模改修が必要） 大会等における周辺対応（特に交通対策）が必須。	関係団体や国等による視察対応においては， <u>管理者といえども民間事業者では対応できない場合がある。</u> また，市担当部局との連絡調整や協議においても， <u>公園管理者(市)と同等に高度な判断が必要</u> となる場合が多い。 大規模改修においては，一定期間，施設の利用停止が伴うため，各種競技団体等と利用調整が必要であり， <u>市と同程度の調整能力が必要</u> である。 交通管理者(警察)との協議においては， <u>公的な管理者による対応が求められる。</u>

(3) 両公園に共通する事項

- ① 今後，公園施設の充実や改修（大規模改修）が見込まれる可変性の高い公園である。
→ 変化に柔軟に対応できる安定した管理能力が必要。
- ② 地域防災計画において広域避難地に指定されており，災害時の避難，応急活動の拠点である。
→ 平常時と同様に安定した管理運営が必要である。

これら公園管理に求められる管理運営能力を備え，行政と連携しながら管理運営ができる団体は協会の他にないことから，舞鶴公園及び東平尾公園の次期指定管理者選定においては，協会の非公募で選定するものである。

【補足】協会の特性

- ・協会は，これまで長きにわたり上記2公園を良好に管理運営してきた実績がある。
→今までの管理運営ノウハウの蓄積があり，今後の2公園の管理運営を行うに問題はない。
→福岡市が公園管理のノウハウを維持していくためには，市または市の外郭団体が公園管理を継続していく必要がある。
- ・平成22年12月1日に公益財団法人に認定された。
→収益事業収入の半分以上を公益事業(都市緑化等)に充当する必要があり，実績もある。
- ・協会はこれまで両公園で，緑に親しむイベントや講座の実施を通じ，緑のコーディネーターをはじめとする市民ボランティア等，市民・企業との共働による緑のまちづくりを担う人材育成を行ってきた。
→今後，さらなる市民共働の緑のまちづくりを推進して上で，両公園を市民ボランティアの育成・活動の起点として全市民的な展開を図っていく必要がある。

【参考】今後の指定管理者指定スケジュール(案)

時期	スケジュール
平成27年5月	市公報により募集公告(※)
〃 6月～7月	募集要項配布，募集受付(※)
〃 10月	応募書類審査，指定管理者候補者選定
〃 12月	指定管理者の指定について議案提出
平成28年1月	指定管理者との基本協定書締結
〃 4月1日～	管理運営開始

※は公募による指定管理公園のみ

公園における指定管理者制度の導入と変遷

1. 公園における指定管理の導入の経緯

平成 15 年度に地方自治法改正が改正され、「公の施設」の管理に民間活力を導入する指定管理者制度が導入。

本市では第 1 次外郭団体改革実行計画を策定し、外郭団体の担う役割の整理や、公の施設の管理の在り方の見直しに取り組み、指定管理制度を導入することを決定し、公園についても、平成 17 年度にそれまで管理委託制度を導入していた公園について、平成 18 年度から順次指定管理者制度に移行することとした。

2. 指定管理者制度導入の変遷

対象施設	導入年度												指定管理者			
	種別	面積 (ha)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	H18からH22まで	現在	
東平尾公園	総合	88.1	○					○						○	(財)福岡市森と緑のまちづくり協会 (現:(公財)福岡市緑のまちづくり協会)	(公財) 福岡市緑のまちづくり協会
舞鶴公園	総合	39.3	○					○						○		
雁の巣レクリエーションセンター	国営の一部	66.2	○					○						○	(財)公園緑地管理財団 (現:(一財)公園財団)	(一財)公園財団
西部運動公園	運動	11.1	○					○						○		グループフォース
今津運動公園	運動	25.6	○					○						○	(財)福岡市森と緑のまちづくり協会 (現:(公財)福岡市緑のまちづくり協会)	九州グラウンド(株)
桧原運動公園	運動	13.3	○					○						○		木下緑化建設(株)
友泉亭公園	歴史	1.1	○					○						○	安藤造園土木(株)	安藤造園土木(株)
楽水園	都緑	0.29	○					○						○	安藤造園土木(株)	(株)福岡植木
月隈パークゴルフ場	都緑	2.0	○					○						○	(株)都市造園	月隈パークゴルフアメニティグループ
松風園	都緑	0.24	—	○				○						○	デザイン都市プロジェクトチーム	(株)都市造園
アイランドシティ中央公園	総合	15.3	—	直営 ○				○						○	(株)西鉄グリーン土木	(株)西鉄グリーン土木
青葉公園	総合	10.8	区役所管理 ○					○						○	アオバパークメンテナンスグループ	アオバパークメンテナンスグループ
小戸公園	総合	18.8	区役所管理 ○					○						○	(株)環境開発	(株)環境開発
生の松原海岸森林公園	風致	16.4	区役所管理 ○					○						○		
西南杜の湖畔公園	総合	12.2	区役所管理 (干隈中央公園) ○					○						○	九州林産(株)	九州林産(株)
かなたけの里公園	風致	12.7	—	—	—	—	—	—	○					○	—	チーム里の環

※かなたけの里公園は、初回の選定時は指定期間を3年間以内とする「指定管理者の指定の手続きに関するガイドライン(総務企画局)」の規程に従い、3年間としていた(現在、この規程は廃止)。平成27年度に公募を実施し、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間、現在の指定管理者である「チーム里の環」を指定。